

第10回苫小牧市選挙管理委員会議案

日時 令和6年10月9日（水）午後5時

場所 苫小牧市選挙管理委員会委員室

1 会議録署名委員の指名について

2 報告

報告第1号 裁判員候補予定者名簿について

報告第2号 検査審査会候補予定者名簿について

3 議案

議案第1号 苫小牧市選挙投票区区域表の一部改正について

議案第2号 苫小牧市選挙管理委員会規程の一部改正について

議案第3号 第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査におけるポスター掲示場の総数減少協議について

4 協議

協議第1号 第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査における執行計画及び主要事務日程について

協議第2号 第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査における選挙時啓発事業について

協議第3号 第50回衆議院議員総選挙におけるポスター掲示場の区画数について

協議第4号 第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査における投票所入場券の様式について

5 その他

2 報告

報告第1号

裁判員候補者予定者名簿について

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第21条の規定により、裁判員候補者予定者の選定及び名簿調製を下記のとおり行ったので報告する。

令和6年10月9日報告

苫小牧市選挙管理委員会委員長 小松 靖孝

記

1 選定録 別冊「苫小牧市裁判員候補者予定者選定録」のとおり

2 調製結果 別冊「裁判員候補者予定者名簿」のとおり

検察審査員候補者予定者名簿について

検察審査会法第10条の規定により、検察審査員候補者予定者の選定及び名簿調製を下記のとおり行ったので報告する。

令和6年10月9日報告

苦小牧市選挙管理委員会委員長 小松 靖孝

記

1 選定録 別冊「苦小牧市検察審査員候補者予定者選定録」のとおり

2 調製結果 別冊「検察審査員候補者予定者名簿」のとおり

3 議案

議案第1号

苫小牧市選挙投票区区域表の一部改正について

苫小牧市選挙投票区区域表（平成25年選挙管理委員会告示第5号）の一部を下記のとおり改正する。

令和6年10月9日提出

苫小牧市選挙管理委員会委員長 小松 靖孝

記

1 改正の理由	第50回衆議院議員総選挙において第35投票区「沼ノ端コミュニティセンター」が使用できないため投票所を変更する。
2 改正の内容	苫小牧市選挙投票区区域表第35投票区の項中「沼ノ端コミュニティセンター」を「沼ノ端児童体育館」に改める。
3 新旧対照表	別紙のとおり
4 施行日	令和6年10月9日

苫小牧市選挙投票区区域表 新旧対照表

投票区	改正後	改正前
第35投票区	<u>沼ノ端児童体育館</u>	<u>沼ノ端コミュニティセンター</u>

**【改正後】
苫小牧市選挙投票区区域表**

令和6年10月9日一部改正

投票区	投票所名	投票区の区域
第 1	市立苫小牧東中学校	旭町全域 汐見町全域 末広町全域 港町2丁目 元中野町2丁目7番から9番まで及び17番
第 2	市立若草小学校	表町全域 若草町全域
第 3	新中野総合福祉会館	新中野町全域 晴海町全域 入船町全域 船見町全域 一本松町全域 元中野町1丁目から4丁目まで(第1投票区に属する区域を除く。) 港町1丁目
第 4	文化交流センター	王子町全域 錦町全域 栄町全域 高砂町全域 大町全域 寿町全域 本町全域 本幸町全域 浜町全域
第 5	市立苫小牧西小学校	幸町全域 矢代町全域 元町1丁目及び2丁目 白金町全域 弥生町全域
第 6	市立大成小学校	青葉町全域 大成町2丁目 新富町2丁目
第 7	西町総合福祉会館	大成町1丁目 新富町1丁目 元町3丁目
第 8	市立北光小学校	北光町全域 山手町全域 字高丘55番地
第 9	市立啓北中学校	啓北町全域 花園町全域
第 10	見山町総合福祉会館	見山町全域 松風町全域
第 11	第八区総合福祉センター	木場町全域 緑町全域
第 12	市立清水小学校	清水町全域 春日町全域
第 13	市立和光中学校	音羽町全域 双葉町全域
第 14	市立緑小学校	日の出町全域 三光町全域
第 15	住吉コミュニティセンター	住吉町全域 泉町1丁目1番から6番まで及び2丁目 字高丘6番地の一部、7番地から16番地まで及び18番地から41番地まで
第 16	市立美園小学校	美園町全域 泉町1丁目(第15投票区に属する区域を除く。) 字高丘(第8投票区、第15投票区及び第24投票区に属する区域を除く。) 字丸山全域
第 17	新明町総合福祉会館	新明町全域 あけぼの町3丁目から5丁目まで
第 18	苫小牧地域職業訓練センター	明野新町1丁目、4丁目及び5丁目 明野元町全域 新開町全域 柳町1丁目及び2丁目
第 19	市立明野中学校	明野新町2丁目、3丁目及び6丁目 柳町3丁目及び4丁目
第 20	市立光洋中学校	光洋町全域 有明町1丁目及び2丁目(第21投票区に属する区域を除く。)
第 21	市立糸井小学校	小糸井町全域 永福町全域 日吉町全域 有明町2丁目5番から8番まで 字糸井62番地、64番地から76番地まで、78番地から100番地まで、103番地、108番地、110番地から112番地まで及び114番地から150番地まで
第 22	市立北星小学校	桜木町全域
第 23	市立豊川小学校	豊川町全域 字糸井292番地、294番地、342番地、344番地、401番地、404番地、405番地、407番地、408番地、427番地、442番地、444番地から446番地まで及び448番地から454番地まで
第 24	旧市立啓北中学校山なみ分校	有珠の沢町全域 字高丘56番地及び59番地から65番地まで
第 25	しらかば総合福祉会館	しらかば町全域
第 26	市立日新小学校	日新町全域 桜坂町全域 字糸井287番地、288番地、343番地、345番地、353番地、399番地、400番地、402番地、403番地、424番地から426番地まで、433番地、436番地、437番地、441番地、456番地から460番地まで及び462番地から466番地まで
第 27	柏木町町内会館	柏木町全域 宮の森町全域 はまなす町全域 字糸井258番地、271番地から282番地まで、286番地、351番地、352番地、356番地、366番地から368番地まで、374番地から383番地まで、386番地から388番地まで、390番地から392番地まで、394番地、396番地、421番地から423番地まで、428番地から431番地まで、467番地から469番地まで、560番地及び667番地 字錦岡439番地
第 28	市立泉野小学校	川沿町全域
第 29	市立澄川小学校	澄川町全域
第 30	ときわ町総合福祉会館	ときわ町全域 字錦岡1番地から50番地まで
第 31	市立錦岡小学校	宮前町全域 青雲町3丁目 錦西町全域 北星町全域 字錦岡(第27投票区、第30投票区、第32投票区及び第33投票区に属する区域を除く。)
第 32	のぞみコミュニティセンター	のぞみ町全域 美原町全域 青雲町1丁目及び2丁目 明徳町1丁目 字錦岡331番地から333番地まで、440番地から494番地まで及び496番地から499番地まで
第 33	北海道苫小牧支援学校	もえぎ町全域 明徳町2丁目から4丁目まで 字錦岡495番地
第 34	樽前交流センター	字樽前全域
第 35	沼ノ端児童体育館	沼ノ端中央全域 字沼ノ端600番地から606番地まで
第 36	市立沼ノ端小学校	東開町全域 字沼ノ端(第35投票区に属する区域を除く。) 字柏原全域 字静川全域
第 37	市立拓勇小学校	あけぼの町1丁目及び2丁目 拓勇東町全域 拓勇西町全域
第 38	市立ウトナイ小学校	北栄町全域 ウタナイ北全域 ウタナイ南全域
第 39	勇払公民館	字勇払全域 字弁天全域 真砂町全域
第 40	植苗ファミリーセンター	字植苗全域 字美沢全域

議案第2号

苫小牧市選挙管理委員会規程の一部改正について

苫小牧市選挙管理委員会規程（昭和59年選挙管理委員会告示第38号）
の一部を下記のとおり改正する。

令和6年10月9日提出

苫小牧市選挙管理委員会委員長 小松 靖孝

記

苫小牧市選挙管理委員会規程の一部改正について

苫小牧市選挙管理委員会規程（昭和59年選挙管理委員会告示第38号）
の一部を次のとおり改正し、令和6年10月9日から施行する。

第22条中「苫小牧市文書編さん保存規程（昭和26年府達第40号）
別表」を「苫小牧市文書管理規程（令和6年訓令第3号）別表2」に改め
る。

別表中「永年」を「30年」に改める。

新旧対照表 別紙のとおり

施 行 日 令和6年10月9日

苫小牧市選挙管理委員会規程(昭和59年苫小牧市選挙管理委員会告示第38号)新旧対照表

改正案	現行																
第1条～第21条 (略) (文書の保存) 第22条 <u>苫小牧市文書管理規程（令和6年訓令第3号）別表2</u> に定める文書以外の文書の保存年限は、別表のとおりとする。	第1条～第21条 (略) (文書の保存) 第22条 <u>苫小牧市文書編さん保存規程（昭和26年府達第40号）別表</u> に定める文書以外の文書の保存年限は、別表のとおりとする。																
第23条～第25条 (略)	第23条～第25条 (略)																
別表 (第22条関係)	別表 (第22条関係)																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>文書区分</th> <th>保存年限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委員会の組織及び規定に関する書類 委員、職員及び会議に関する書類</td> <td><u>30年</u></td> </tr> <tr> <td>直接請求に関する書類</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>裁判員の参加する刑事裁判に関する法律に関する書類 検察審査会法に関する書類</td> <td>5年</td> </tr> </tbody> </table>	文書区分	保存年限	委員会の組織及び規定に関する書類 委員、職員及び会議に関する書類	<u>30年</u>	直接請求に関する書類	10年	裁判員の参加する刑事裁判に関する法律に関する書類 検察審査会法に関する書類	5年	<table border="1"> <thead> <tr> <th>文書区分</th> <th>保存年限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委員会の組織及び規定に関する書類 委員、職員及び会議に関する書類</td> <td><u>永年</u></td> </tr> <tr> <td>直接請求に関する書類</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>裁判員の参加する刑事裁判に関する法律に関する書類 検察審査会法に関する書類</td> <td>5年</td> </tr> </tbody> </table>	文書区分	保存年限	委員会の組織及び規定に関する書類 委員、職員及び会議に関する書類	<u>永年</u>	直接請求に関する書類	10年	裁判員の参加する刑事裁判に関する法律に関する書類 検察審査会法に関する書類	5年
文書区分	保存年限																
委員会の組織及び規定に関する書類 委員、職員及び会議に関する書類	<u>30年</u>																
直接請求に関する書類	10年																
裁判員の参加する刑事裁判に関する法律に関する書類 検察審査会法に関する書類	5年																
文書区分	保存年限																
委員会の組織及び規定に関する書類 委員、職員及び会議に関する書類	<u>永年</u>																
直接請求に関する書類	10年																
裁判員の参加する刑事裁判に関する法律に関する書類 検察審査会法に関する書類	5年																
備考 各種選挙及び投票に関する書類及び各種選挙人名簿調製に関する書類については、当該選挙に係る議員又は長の任期間、保存するものとする。	備考 各種選挙及び投票に関する書類及び各種選挙人名簿調製に関する書類については、当該選挙に係る議員又は長の任期間、保存するものとする。																

議案第3号

第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査におけるポスター掲示場の総数減少協議について

第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査におけるポスター掲示場の総数減少協議（公職選挙法第144条の2第2項ただし書）について、下記のとおりとする。

令和6年10月9日提出

苫小牧市選挙管理委員会委員長 小 松 靖 孝

記

1 ポスター掲示場設置箇所数 252箇所

2 ポスター掲示場の総数減少協議書（案） 別紙のとおり

公営ポスター掲示場設置箇所数

投票区	投票所名	投票区の面積 (k m ²)	選挙人名簿登録者数 令和6年6月1日現在	ポスター掲示場の数	法第144条の2第2項ただし書きによる数	政令設置基準による数
第 1	市立苦小牧東中学校	1.54	2,965	7	7	7
第 2	市立若草小学校	0.73	1,842	5	5	7
第 3	新中野総合福祉会館	6.98	4,076	7	7	8
第 4	文化交流センター	1.37	2,844	7	7	7
第 5	市立苦小牧西小学校	1.49	3,580	7	7	7
第 6	市立大成小学校	0.58	2,372	5	5	7
第 7	西町総合福祉会館	0.37	2,769	4	4	7
第 8	市立北光小学校	10.89	3,505	8	8	9
第 9	市立啓北中学校	0.79	3,552	5	5	7
第10	見山町総合福祉会館	0.56	2,187	5	5	7
第11	第八区総合福祉センター	1.40	3,530	4	4	7
第12	市立清水小学校	3.08	1,905	5	5	7
第13	市立和光中学校	0.70	3,431	5	5	7
第14	市立緑小学校	1.12	5,177	8	8	8
第15	住吉コミュニティセンター	4.51	2,610	7	7	8
第16	市立美園小学校	128.05	3,691	6	6	9
第17	新明町総合福祉会館	3.22	1,805	6	6	7
第18	苦小牧地域職業訓練センター	3.14	4,861	6	6	7
第19	市立明野中学校	0.95	3,823	5	5	7
第20	市立光洋中学校	0.76	1,581	5	5	7
第21	市立糸井小学校	1.75	4,030	7	7	7
第22	市立北星小学校	0.70	3,092	5	5	7
第23	市立豊川小学校	2.47	2,279	4	4	7
第24	旧市立啓北中学校山なみ分校	2.24	3,922	7	7	7
第25	しらかば総合福祉会館	1.00	3,837	6	6	7
第26	市立日新小学校	9.85	4,594	9	9	9
第27	柏木町町内会館	10.67	5,207	8	8	9
第28	市立泉野小学校	0.77	3,676	5	5	7
第29	市立澄川小学校	1.15	5,777	8	8	8
第30	ときわ町総合福祉会館	0.80	3,312	5	5	7
第31	市立錦岡小学校	12.12	3,650	8	8	9
第32	のぞみコミュニティセンター	43.97	5,050	9	9	9
第33	北海道苦小牧支援学校	1.07	3,222	7	7	7
第34	樽前交流センター	82.82	463	4	4	8
第35	沼ノ端コミュニティセンター	2.79	3,597	7	7	7
第36	市立沼ノ端小学校	61.35	3,664	8	8	9
第37	市立拓勇小学校	2.83	10,159	9	9	9
第38	市立ウトナイ小学校	3.45	7,632	7	7	8
第39	勇払公民館	43.48	1,500	8	8	9
第40	植苗ファミリーセンター	104.10	1,167	4	4	9
合 計		561.61	141,936	252	252	306

(参考) 公職選挙法施行令第111条第1項の規定によるポスター掲示場の数

選挙人名簿登録者数	投票区ごとの面積	ポスター掲示場の数
1千人未満	2平方キロメートル未満	5箇所
	2平方キロメートル以上4平方キロメートル未満	6箇所
	4平方キロメートル以上8平方キロメートル未満	7箇所
	8平方キロメートル以上	8箇所
1千人以上5千人未満	4平方キロメートル未満	7箇所
	4平方キロメートル以上8平方キロメートル未満	8箇所
	8平方キロメートル以上	9箇所
5千人以上1万人未満	4平方キロメートル未満	8箇所
	4平方キロメートル以上	9箇所
1万人以上	4平方キロメートル未満	9箇所
	4平方キロメートル以上	10箇所

苦選第号
令和6年10月日

北海道選挙管理委員会委員長様

苦小牧市選挙管理委員会
委員長 小松 靖孝

ポスター掲示場の総数減少協議書

第50回衆議院議員総選挙において、次のとおりポスター掲示場の総数を減少したいので、公職選挙法第144条の2第2項ただし書（北海道議会議員選挙の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例第2条）の規定により協議します。

記

（総括表）

政令基準掲示場 設置総数	減少する 掲示場数(イ)	減少後の掲示場 設置総数	減少する理由
306	54	252	①投票区域が狭小であり、また居住区域が密集し、掲示場所が近接しているところから減じても効果が損なわれない。 (関係投票区 23) 第2投票区、第3投票区、第6投票区、第7投票区、第8投票区、第9投票区、第10投票区、第11投票区、第12投票区、第13投票区、第15投票区、第17投票区、第18投票区、第19投票区、第20投票区、第22投票区、第23投票区、第25投票区、

			<p>第 27 投票区、第 28 投票区、 第 30 投票区、第 36 投票区、 第 38 投票区</p> <p>②投票区の面積は広大だ が山間部を含み、また、居 住区域も限定されており、 掲示場付近には居住者が いないため、設置の効用が 十分発揮できない。</p> <p>(関係投票区 3) 第 31 投票区、第 34 投票区、 第 39 投票区</p> <p>③投票区の面積は広大だ が、山間部を含み、また、 居住区域も限定されてお り、近接地には掲示場もあ るため減じても効果が損 なわれない。</p> <p>(関係投票区 2) 第 16 投票区、第 40 投票区</p>
--	--	--	---

(関係投票区別内訳)

関係投票区	選挙人名簿 登録者数	面 積 (k m ²)	政令の規定 による数	設置数	増減内訳	
					増 (口)	減 (ハ)
第 2 投票区	1,842	0.73	7	5		2
第 3 投票区	4,076	6.98	8	7		1
第 6 投票区	2,372	0.58	7	5		2
第 7 投票区	2,769	0.37	7	4		3
第 8 投票区	3,505	10.89	9	8		1
第 9 投票区	3,552	0.79	7	5		2
第 10 投票区	2,187	0.56	7	5		2
第 11 投票区	3,530	1.40	7	4		3
第 12 投票区	1,905	3.08	7	5		2
第 13 投票区	3,431	0.70	7	5		2
第 15 投票区	2,610	4.51	8	7		1
第 16 投票区	3,691	128.05	9	6		3
第 17 投票区	1,805	3.22	7	6		1
第 18 投票区	4,861	3.14	7	6		1
第 19 投票区	3,823	0.95	7	5		2
第 20 投票区	1,581	0.76	7	5		2
第 22 投票区	3,092	0.70	7	5		2
第 23 投票区	2,279	2.47	7	4		3
第 25 投票区	3,837	1.00	7	6		1
第 27 投票区	5,207	10.67	9	8		1
第 28 投票区	3,676	0.77	7	5		2
第 30 投票区	3,312	0.80	7	5		2
第 31 投票区	3,650	12.12	9	8		1
第 34 投票区	463	82.82	8	4		4
第 36 投票区	3,664	61.35	9	8		1
第 38 投票区	7,632	3.45	8	7		1
第 39 投票区	1,500	43.48	9	8		1
第 40 投票区	1,167	104.10	9	4		5
計			214	160		54

備考

- 1 総括表の (イ) 欄の数に関係のあるすべての投票区について記載すること。

$$((イ) = (ハ) - (ロ))$$
- 2 設置数を減じようとする投票区については、町名又は字名並びに道路、居住状況及び設置予定箇所等を表示した図面（略図でも差し支えない。）を添付すること。

4 協議

協議第1号

第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国

民審査における執行計画及び主要事務の日程について

第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査における執行計画（案）及び主要事務の日程（案）を別紙のとおり作成したので協議する。

令和6年10月9日提出

苫小牧市選挙管理委員会委員長 小松 靖孝

第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査 執行計画（案）

1 公示日 令和6年10月15日（火）

2 投票日 令和6年10月27日（日）

（1）投票所 40箇所（小中学校23・町内会館8・その他9）

（2）投票時間 午前7時から午後8時まで

3 開票日 令和6年10月27日（日）「即日開票」

（1）開票所 苫小牧市総合体育館主競技場

（2）開票開始 午後9時

4 選挙の種類

（1）衆議院小選挙区選出議員選挙

（2）衆議院比例代表選出議員選挙

（3）最高裁判所裁判官国民審査

5 選挙権（下記の要件を満たす者）

（1）日本国民で、年齢満18歳以上の者

（2）欠格事項（禁固以上の受刑者等）等に該当しない者

6 選挙人名簿の選挙時登録の基準日（登録日）

（1）基準日

	基準	基準日
年齢	選挙期日	令和6年10月27日（日）
住所		
登録日	公示日前日	令和6年10月14日（月）

（2）選挙時登録 上記の基準日に従い、登録資格を有する者を登録

平成18年10月28日以前の出生者で令和6年7月14日以前に本市に転入届出をし、引き続き居住している者

7 期日前及び不在者投票

(1) 期日前及び不在者投票所

投票所	投票期間	時間
市役所 2階談話室	10月16日(水)～10月26日(土)	午前8時30分～ 午後8時
のぞみコミュニティセンター 講習室		
豊川コミュニティセンター 和室		
沼ノ端交流センター ミーティングルーム1	10月19日(土)～10月26日(土)	午前9時～午後8時
勇払出張所 会議室		
イオンモール苦小牧 2階臨時期日前投票所		

(2) 不在者投票指定施設 45施設

(病院22・老人ホーム等20・身障施設2・刑事施設1)

8 投票所入場券 10月15日～10月17日発送予定(約98,000枚)

9 ポスター掲示場

(1) 設置数 市内に252箇所設置

令和6年9月1日の定時登録における各投票区有権者数及び各投票区の面積で積算。(前回の令和3年10月執行時は253箇所)

(2) 区画数 6区画

10 選挙公報

(1) 配布方法 業者委託により行う。

(2) 配布対象 選挙人名簿に登録された者の属する世帯

(市内全世帯の約90,000世帯に配布の予定)

(3) 委託期間 10月21日～10月25日

(法定配布期限は選挙期日の2日前まで)

11 投開票事務従事者数

(1) 投票事務 約400人(投票管理者40人・投票立会人161人を除く。)

(2) 開票事務 約200人

第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査 主要日程（案）

（解散 10月9日 / 公示 10月15日 / 選挙期日 10月27日）

月	日	曜日	時 間	事 務 内 容	委員長出席	委員出席
9	30	月		【選挙期日 表明】		
10	9	水		【衆議院 解散】		
			午後5時	選挙管理委員会（選挙管理委員会委員室）	○	○
	10	木	午前9時	併任職員辞令交付式（7階会議室）	○	
	14	月	午前9時	選挙管理委員会開催（第二庁舎2階北会議室） ※選挙時登録	○	○
	15	火		【選挙(審査) 期日の公示(告示)】		
				投票所入場券発送（～10月17日）		
			午後2時	不在者投票指定施設事務説明会（市役所9階会議室）		○
			午後5時10分	小選挙区選挙投票記載所の候補者氏名等の掲示掲載順序決定のくじの実施（7階選挙管理委員会事務局）		
	16	水	午前8時30分	期日前及び不在者投票開始 市役所2階（～10月26日）		
			午後1時	投票事務従事者説明会（市役所9階会議室）		○
	19	土	午前9時	期日前及び不在者投票開始 のぞみコミセン・豊川コミセン・沼ノ端交流センター・勇払出張所・イオン（～10月26日）		
			午後1時30分	街頭啓発（MEGAドンキホーテ・イオンモール苦小牧）	★	★
	24	木	午後5時10分	開票立会人決定のくじの実施（選挙管理委員会事務局）		
	27	日		【投票日・開票日】		
			午前7時	投票開始（～午後8時）		
			午前8時30分	選挙管理委員会開催（選挙管理委員会委員室）	○	○
			午前9時	投票所視察（市内投票所40箇所）	○	○
			午後9時	開票開始（市総合体育館主競技場）	○	○
	28	月		開票結果道選管（胆振支所）へ持参		
11	1	金	午前9時	併任職員辞令交付式（7階会議室）	○	

協議第2号

第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査における選挙時啓発事業について

苫小牧市選挙管理委員会と苫小牧市明るい選挙推進協議会が連携して行う第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査における選挙啓発事業計画（案）を別紙のとおり作成したので協議する。

令和6年10月9日提出

苫小牧市選挙管理委員会委員長 小松 靖孝

第50回衆議院議員総選挙 選挙時啓発事業計画（案）

事業名	事業主体	実施期間	事業内容	備考
1 文書による啓発 ① 選挙啓発チラシの配布 ② 報道機関等の協力要請 ③ 街頭啓発の実施 （啓発資材の配布） ④ 新成人への周知	選管 選管 選明推協 選管	期間中 期間中 10月19日 （土）予定 期間中	広報とまこまいの掲載に間に合わないため、選挙啓発チラシを全戸配布する。 明るい選挙の推進と選挙執行について報道機関等の協力を得て周知徹底を図る。 選挙期日の周知及び棄権防止の呼びかけを行い、投票総参加を呼びかける。 市内の高校・高専を通じ、新成人となった学生に選挙実施及び投票方法の周知を図る。	
2 視覚による啓発 ① 懸垂幕による啓発 ② 車幕による啓発 ③ バス車内広告 ④ 動画による啓発 ⑤ デジタルサイネージの利用 ⑥ 地デジ広報	選明推協 選明推協 選明推協 選管 選管 選管	期間中 随時 期間中 期間中 期間中 期間中	選挙期日及び棄権防止の標語を入れ、投票参加を呼びかける。 市公用車にマグネット式の車幕を掲出し、投票参加を呼びかける。 公示日から投票日まで、バス車内に啓発ポスターを掲示し、投票参加を呼びかける。 投票方法を説明する動画を作成し、新成人を含む若い世代へ投票参加を呼びかける。 市役所1階窓口サービス課前の電子掲示板に広告を流す。 テレビの地上デジタル放送のデータ放送を利用し、投票参加を呼びかける。	市役所庁舎北面 市公用車25台 道南バス82台 市役所1階 テレビ
3 聴覚による啓発 ① 広報車による啓発 ② 大型店店内放送、市役所庁内放送による啓発 ③ 防災行政無線	選管 選管 選管	投票日 期間中 期間中	東西2方面を広報車で巡回し、啓発する。 市内主要商業施設の店内放送及び市役所庁内放送を利用し、期日前投票制度の周知及び投票参加を呼びかける。 防災行政無線を利用し、投票参加を呼びかける。	市公報車2台 イオンモール苫小牧 MEGAドン・キホーテ苫小牧店
4 インターネットによる啓発	選管	期間中	選挙公報をはじめとした選挙に関する情報を掲載する。ホームページやFaceBook等を利用し、選挙に関する情報を掲載し、周知を図る。	
5 選挙事務従事者募集等による啓発	選管	期間中	投票立会人の公募、選挙事務臨時職員の募集告知により、選挙に対する関心を高める。	

協議第3号

第50回衆議院議員総選挙におけるポスター掲示場の区画数について

第50回衆議院議員総選挙におけるポスター掲示場の区画数について苦小牧市事務取扱規程第111条に基づき次のとおり協議する。

令和6年10月9日提出

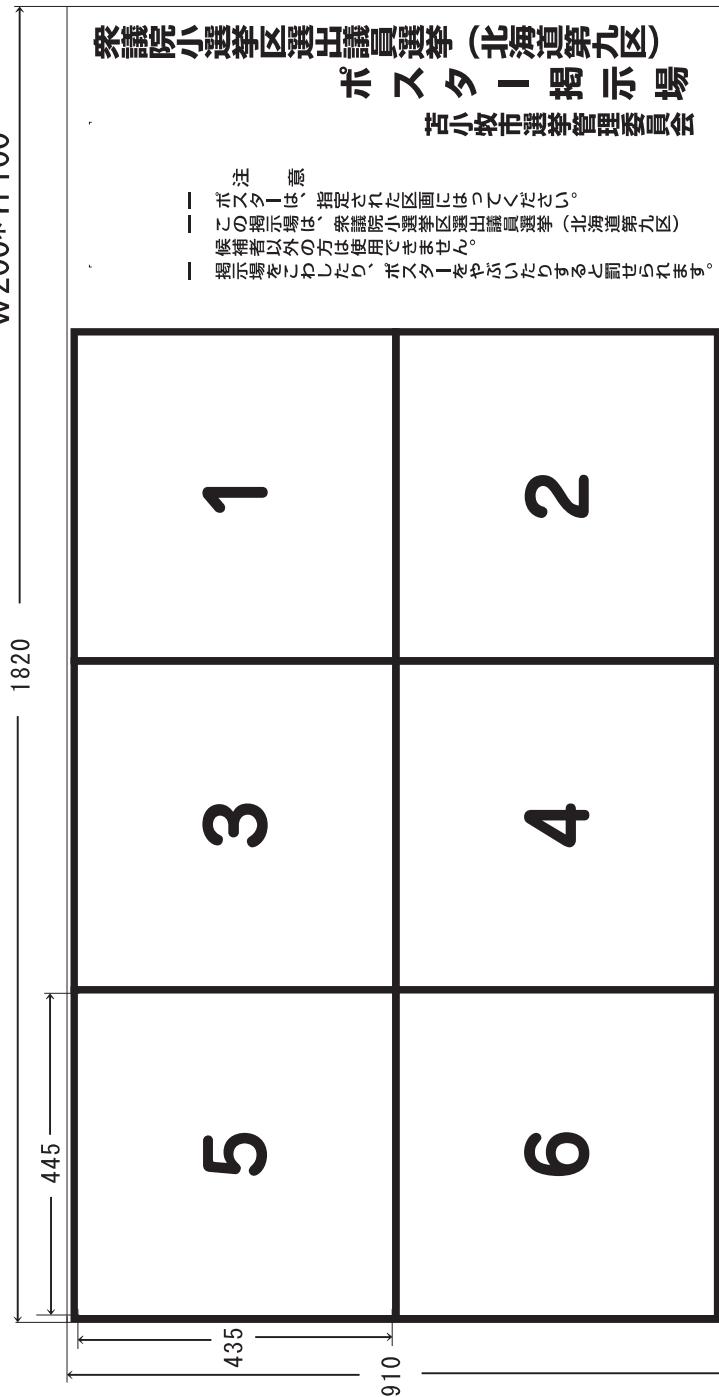
苦小牧市選挙管理委員会委員長 小松 靖孝

ポスター掲示場の区画数 6区画（別紙のとおり）

苦小牧市 9区

シールサイズ

w200*h100



ライン10mm



プラスチックの再利用
R-PET 70%

第07118092号
使用後は、回収・リサイクルされます。

協議第4号

第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査における投票所入場券の様式について

第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査における投票所入場券の様式について、次のとおり協議する。

令和6年10月9日提出

苦小牧市選挙管理委員会委員長 小松 靖孝

- 1 規格 三つ折葉書
- 2 様式 別紙のとおり



○○ ○○ 様

10月27日(日) 投票日 挙行選民審議院議員総選挙

入場券は内側にありますので、必ず開いてご確認ください。
一世帯2人まで連記され3人目からは別ハガキとなります。



←選挙公報
はこちらか
らご覧いた
だけます。

苫小牧市選挙管理委員会

衆議選 民審查 投票所入場券	名簿対照	受付	小選挙区	比例	国民審査

第 ○ 投票区		第 ○ 受付	
名簿番号	○—○—○—○	投票場所	○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○
氏名	○○ ○○		

投票日時

衆議院議員総選挙 令和6年10月27日(日)

最高裁判所裁判官国民審査 午前7時～午後8時

期日前投票及び不在者投票について

投票日当日に事情があって投票所に行くことができないと見込まれる方は、右面のとおり期日前投票又は不在者投票をすることができます。なお、期日前投票及び不在者投票には、宣誓書の記載が必要となります。裏面に印刷しておりますので、ご利用ください。

【持参するもの】

投票所入場券

届いてない方又は紛失された方は、本人確認ができるもの（運転免許証・パスポート・マイナンバーカード等）をお持ちください。

詳細 〒053-8722 苫小牧市旭町4丁目5番6号
苫小牧市選舉管理委員会事務局 電話32-6764

衆議選 國民審査 投票所入場券	名簿対照	受付	小選挙区	比例	国民審

名簿番号		投票場所	
氏名			

【期日前投票及び不在者投票所の期間及び時間】

投票所	期間	時間
苦小牧市役所2階 談話室 (旭町4丁目5番6号)	10月16日(水) ～10月26日(土)	午前8時30分 ～午後8時
のぞみコミュニティセンター 講習室 (のぞみ町1丁目2番5号)		
豊川コミュニティセンター 和室 (豊川町3丁目4番21号)	10月19日(土) ～10月26日(土)	午前9時 ～午後8時
沼ノ端交流センター ミーティングルーム1 (北栄町3丁目3番3号)		
勇払出張所 会議室(字勇払33番地)		
イオンモール苦小牧2階 臨時期日前投票所 (柳町3丁目1番20号)		

※投票所によって投票時間が異なりますので、ご注意ください。
※市役所は、土・日曜日も中央玄関を利用できます。

制作者	校正者	
-----	-----	--



50622Y99 1A
苫小牧市役所 選挙投票所入場券（衆議院2024版）
24-10-01

投票日当日に投票される方は記載不要です。

期日前(不在者)投票をされる方は、下記の宣言書にご記入のうえ持参してくださいと手続きが早く済みます。

期日前(不在者)投票宣誓書(兼請求書)

吉小牧市選挙管理委員会委員長様

私は、第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査の当日、下記のいずれかの期日前投票又は不在者投票の事由に該当する見込みです。
○仕事、学業、地域行事、祝賀行事その他の用務に從事
○用事又は事故のため、投票所のある区域の外に外出・旅行・滞在
○疾病、負傷、出産、老弱、身体障害等のため歩行が困難又は刑事施設等に収監

○交通至難の島等に居住、滞在

○住所移動のため、本市以外に居住

○天災又は震天候により投票所に行くことが困難

上記は、眞実であることを誓います。

令和6年 月 日

備 考

氏 名

生 年 月 日

性 別

年 齡

明 大

昭 平

年 齡

明 大

年 齡

明 大

年 齡

明 大

年 齡

明 大

年 齡

明 大

年 齡

明 大

年 齡

明 大

年 齡

明 大

年 齡

明 大

年 齡

明 大

年 齡

明 大

年 齡

明 大

年 齡

明 大

年 齡

明 大

年 齡

明 大

年 齡

明 大

年 齡

投票日当日に投票される方は記載不要です。

期日前(不在者)投票をされる方は、下記の宣言書にご記入のうえ持参してくださいと手続きが早く済みます。

期日前(不在者)投票宣誓書(兼請求書)

吉小牧市選挙管理委員会委員長様

私は、第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査の当日、下記のいずれかの期日前投票又は不在者投票の事由に該当する見込みです。
○仕事、学業、地域行事、祝賀行事その他の用務に從事
○用事又は事故のため、投票所のある区域の外に外出・旅行・滞在
○疾病、負傷、出産、老弱、身体障害等のため歩行が困難又は刑事施設等に収監
○交通至難の島等に居住、滞在
○住所移動のため、本市以外に居住
○天災又は震天候により投票所に行くことが困難

上記は、眞実であることを誓います。

令和6年 月 日

備 考

氏 名

生 年 月 日

性 別

年 齡

明 大

年 齡

明 大

年 齡

明 大

年 齡

明 大

年 齡

明 大

年 齡

明 大

年 齡

明 大

年 齡

明 大

年 齡

明 大

年 齡

明 大

年 齡

明 大

年 齡

明 大

年 齡

明 大

年 齡

明 大

年 齡

明 大

年 齡

明 大

年 齡

投票日当日に投票される方は記載不要です。

期日前(不在者)投票をされる方は、下記の宣言書にご記入のうえ持参してくださいと手続きが早く済みます。

期日前(不在者)投票宣誓書(兼請求書)

吉小牧市選挙管理委員会委員長様

私は、第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査の当日、下記のいずれかの期日前投票又は不在者投票の事由に該当する見込みです。
○仕事、学業、地域行事、祝賀行事その他の用務に從事
○用事又は事故のため、投票所のある区域の外に外出・旅行・滞在
○疾病、負傷、出産、老弱、身体障害等のため歩行が困難又は刑事施設等に収監
○交通至難の島等に居住、滞在
○住所移動のため、本市以外に居住
○天災又は震天候により投票所に行くことが困難

上記は、眞実であることを誓います。

令和6年 月 日

備 考

氏 名

生 年 月 日

性 別

年 齡

明 大

年 齡

明 大

年 齡

明 大

年 齡

明 大

年 齡

明 大

年 齡

明 大

年 齡

明 大

年 齡

明 大

年 齡

明 大

年 齡

明 大

年 齡

明 大

年 齡

明 大

年 齡

明 大

年 齡

明 大

年 齡

明 大

年 齡

明 大

年 齡

投票日当日に投票される方は記載不要です。

期日前(不在者)投票をされる方は、下記の宣言書にご記入のうえ持参してくださいと手続きが早く済みます。

期日前(不在者)投票宣誓書(兼請求書)

吉小牧市選挙管理委員会委員長様

私は、第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査の当日、下記のいずれかの期日前投票又は不在者投票の事由に該当する見込みです。
○仕事、学業、地域行事、祝賀行事その他の用務に從事
○用事又は事故のため、投票所のある区域の外に外出・旅行・滞在
○疾病、負傷、出産、老弱、身体障害等のため歩行が困難又は刑事施設等に収監
○交通至難の島等に居住、滞在
○住所移動のため、本市以外に居住
○天災又は震天候により投票所に行くことが困難

上記は、眞実であることを誓います。

令和6年 月 日

備 考

氏 名

生 年 月 日

性 別

年 齡

明 大

年 齡

明 大

年 齡

明 大

年 齡

明 大

年 齡

明 大

年 齡

明 大

年 齡

明 大

年 齡

明 大

年 齡

明 大

年 齡

明 大

年 齡

明 大

年 齡

明 大

年 齡

明 大

年 齡

明 大

年 齡

明 大

年 齡

明 大

年 齡

投票日当日に投票される方は記載不要です。

期日前(不在者)投票をされる方は、下記の宣言書にご記入のうえ持参してくださいと手続きが早く済みます。

期日前(不在者)投票宣誓書(兼請求書)

吉小牧市選挙管理委員会委員長様

私は、第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査の当日、下記のいずれかの期日前投票又は不在者投票の事由に該当する見込みです。
○仕事、学業、地域行事、祝賀行事その他の用務に從事
○用事又は事故のため、投票所のある区域の外に外出・旅行・滞在
○疾病、負傷、出産、老弱、身体障害等のため歩行が困難又は刑事施設等に収監
○交通至難の島等に居住、滞在
○住所移動のため、本市以外に居住
○天災又は震天候により投票所に行くことが困難

上記は、眞実であることを誓います。

令和6年 月 日

備 考

氏 名

生 年 月 日

性 別

年 齡

明 大

年 齡

明 大

年 齡

明 大

年 齡

明 大

年 齡

明 大

年 齡

明 大

年 齡

明 大

年 齡

明 大

年 齡

明 大

年 齡

明 大

年 齡

明 大

年 齡

明 大

年 齡

明 大

年 齡

明 大

年 齡

明 大

年 齡

明 大

年 齡

投票日当日に投票される方は記載不要です。

期日前(不在者)投票をされる方は、下記の宣言書にご記入のうえ持参してくださいと手続きが早く済みます。

期日前(不在者)投票宣誓書(兼請求書)

吉小牧市選挙管理委員会委員長様

私は、第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査の当日、下記のいずれかの期日前投票又は不在者投票の事由に該当する見込みです。
○仕事、学業、地域行事、祝賀行事その他の用務に從事
○用事又は事故のため、投票所のある区域の外に外出・旅行・滞在
○疾病、負傷、出産、老弱、身体障害等のため歩行が困難又は刑事施設等に収監
○交通至難の島等に居住、滞在
○住所移動のため、本市以外に居住
○天災又は震天候により投票所に行くことが困難

上記は、眞実であることを誓います。

令和6年 月 日

備 考

氏 名

生 年 月 日

性 別

年 齡

明 大

年 齡

明 大

年 齡

明 大

年 齡

明 大

年 齡

明 大

年 齡

明 大

年 齡

明 大

年 齡

明 大

年 齡

明 大

年 齡

明 大

年 齡

明 大

年 齡

明 大

年 齡

明 大

年 齡

明 大